

事 務 連 絡
平成 28 年 3 月 30 日

都道府県労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
補償課長補佐（業務担当）

行政不服審査法等の改正に係る請求人等への周知について

行政不服審査法等の改正に係る労働基準法関係通達の改正については、平成 28 年 3 月 30 日付け基発 0330 第 5 号「行政不服審査法等の改正に伴う労働基準法等関係通達の整備について」により、関係通達で示している教示文等が改められたところである。

行政不服審査法等の改正に係る周知については、平成 28 年 3 月 10 日付け事務連絡「行政不服審査法等の改正に伴う平成 27 年度末における通知書（保険給付等関係）の発送に係る事務処理について」により、平成 28 年 3 月 22 日から同月 25 日までに出力・発送する通知書に行政不服審査法等の改正に係るお知らせを同封することとしたものであるが、今後請求人等に行政不服審査法の説明を行う場合等においても、別添リーフレットを活用されたい。

労災保険給付の決定に対する 審査請求制度が変わりました

改正労働者災害補償保険法、改正労働保険審査官及び労働保険審査会法の施行について

労災保険給付の支給・不支給などの決定（※）を受けた方で、その決定に不服がある場合は、審査請求をすることができます。

平成28年4月1日からは改正法の施行により、審査手続が一層充実しました。

（※）休業補償給付支給決定、障害補償給付不支給決定など

改正法の対象になる審査請求

改正法の対象は、平成28年4月1日以降に受けた労災保険給付の支給・不支給などの決定に対する審査請求です。

改正のポイント

審査請求期間が60日から3か月に延びました

・審査請求ができる期間は、処分があったことを知った日の翌日から3か月以内になりました。また、労働保険審査会に対して再審査請求できる期間は60日から2か月となりました。

審査請求後に行政訴訟が提起できるようになりました

・審査請求に対する決定があった場合又は審査請求をして3か月を経過しても審査請求に対する決定がない場合に、再審査請求のほか行政訴訟を提起できるようになりました。（ただし、審査請求を行っていない場合は、再審査請求及び行政訴訟の提起はできません。）

審理の過程で口頭による意見の陳述ができるようになりました

・審査請求人は、申立てにより労災保険審査官の許可を得て、処分庁などの関係者を招集した場において、口頭で意見を述べ、処分庁に質問をすることができるようになりました。

審理に関する文書等の閲覧などができるようになりました

・審査請求人は、申立てをして労災保険審査官又は労働保険審査会が認めた場合、その審査請求に関する文書その他の物件の閲覧又は当該文書の写しの交付を受けることができるようになりました。（写しの交付を求めるときは、手数料がかかります。）



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

◆詳しくは、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい◆

社会復帰促進等事業などの決定に対する 審査請求制度が変わりました

改正行政不服審査法の施行について

労災保険制度の社会復帰促進等事業などについて支給・不支給などの決定（※）を受けた方で、その決定に不服がある場合は審査請求をすることができます。

平成28年4月1日からは改正法の施行により、審理手続が一層充実しました。

（※）労災就学援助費の支給決定、アフターケアの健康管理手帳の不交付決定、事業主への費用徴収の決定など

改正法の対象になる審査請求

改正法の対象は、平成28年4月1日以降に受けた社会復帰促進等事業などの決定に関する審査請求です。

改正のポイント

審査請求期間が60日から3か月に延びました

- ・審査請求ができる期間は、処分があったことを知った日の翌日から3か月以内になりました。

審査請求先が厚生労働大臣になりました

- ・従来、都道府県労働局長又は厚生労働大臣であった審査請求先が、厚生労働大臣に統一されました。
- ・異議申立制度は廃止され、不服申立てはすべて審査請求に統一されました。

審理の過程で口頭による意見の陳述ができるようになりました

- ・審査請求人は、申立てにより、厚生労働大臣が指名する審理員の許可を得て、処分庁などの関係者を招集した場において、口頭で意見を述べ、処分庁に質問をすることができるようになりました。

審理に関する文書等の閲覧などができるようになりました

- ・審査請求人は、申立てをして、厚生労働大臣が指名する審理員が認めた場合に、審理に関する文書その他の物件の閲覧又はその文書の写しの交付を受けることができるようになりました。（写しの交付を求めるときは、手数料がかかります。）



厚生労働省

都道府県労働局

労働基準監督署

◆詳しくは、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい◆